

サンプリング車のリース 仕様書

目 次

1. 件名	1
2. 目的	1
3. 使用場所	1
4. リース期間	1
5. 納入場所及び納入条件	1
6. リース車両仕様	1
7. その他仕様	1
8. 自動車任意保険	2
9. 年間予定走行距離	2
10. 保証	2
11. 検収条件	2
12. 提出書類	3
13. グリーン購入法の推進	3
14. 協議	3

1. 件名

サンプリング車のリース

2. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）原子力科学研究所において使用する車両のリース契約について定めたものである。

機構原子力科学研究所の環境放射線監視業務は、茨城県環境放射線監視計画、原子力科学研究所原子炉施設保安規定等（以下「監視計画等」という。）に基づいて実施している。そのうち、環境放射能の測定・評価は、監視計画等で定めた環境試料（海産物、農産物、陸土、陸水、海水、海底土等）について、構内、東海村内、ひたちなか市、日立市等の各地点で採取する必要があるため、当該車両を整備するものである。

3. 使用場所

茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4
機構 原子力科学研究所の構内及び構外

4. リース期間

令和 8 年 2 月 27 日～令和 13 年 2 月 28 日（60 ヶ月）

4-1) 納入期限

令和 8 年 2 月 27 日

※リース開始日に納入が間に合わない場合は、代車の提供を行うものとする。

5. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4 機構 原子力科学研究所

(2) 納入条件

持ち込み渡し

6. リース車両仕様

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第 6 条第 1 項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「自動車」の基準を満たす他、次の要件を満たすこと。

- ・車種：日産クリッパーバン
- ・台数：1 台
- ・仕様：カーナビ（テレビ機能なし）、バックモニター、ドライブレコーダー（前方・後方）、4WD、最大積載重量 350 kg
- ・車体色：ホワイト又はシルバー系統

- ・上記車種の仕様を満たす相当車両も可とする。
- ・その他特別仕様：フロアマット、ドアバイザー、文字入れ（日本原子力研究開発機構；運転席・助手席ドア）
- ・上記車両は、初年度検査年月日から5年を超えない車両とし、かつ走行距離が、5万kmを超えない車両とする（中古車両可能）。また、ボディ塗装面と下回りに著しい腐食がないこと。）

7. その他仕様

- (1) リースに含まれる費用は以下のとおりとする。
 - ・登録諸費用
 - ・自動車取得税
 - ・自動車税
 - ・自動車重量税
 - ・自動車損害賠償責任保険料
 - ・自動車任意保険料
 - ・メンテナンス・その他サービス
- (2) メンテナンス・その他サービスの内容は以下のとおりとする。
 - ・車検整備（定期点検整備及び継続検査）
 - ・法定定期点検（6か月点検及び12か月点検）
 - ・点検時に必要な油脂類消耗部品の交換
 - ・エンジンオイル交換（6か月又は5,000 km 走行毎に交換）
 - ・バッテリー交換
 - ・一般修理
 - ・その他消耗品の補充等
 - ・代車提供

車検及び法定点検は、事前に連絡し、日程調整を行ったうえで実施する。車両の整備工場までの運搬及び点検終了後の機構原子力科学研究所までの運搬は受注者が行うこと。ただし、受注者が運搬できない場合は以下を満たすこととする。機構原子力科学研究所から整備工場までを20 km 圏内とする。

- (3) 車両の登録等の関係諸手続きは、受注者において実施するものとする。
車両登録日と納入日は同日とするが、不可の場合は協議の上決定する。
- (4) 代車貸与については以下のとおりとする。
 - ・継続車検時
 - ・一般修理
- (5) ガソリンについては原子力科学研究所負担とする。
- (6) その他定めのない事項については、双方の協議の上決定する。

8. 自動車任意保険

フリート区分：フリート
年齢制限：全年齢
対人補償：無制限
対物補償：無制限
人身傷害：5,000 万円（1 名）
車両：一般条件、免責 0 万円
無保険者障害：無制限

9. 年間予定走行距離

5,000 km/1 台

10. 保証

納入後、1 年以内に受注者の責に帰すべき欠陥、若しくは異常が発生した場合は、これを無償にて速やかに保証又は良品と交換すること。

11. 検収条件

以下の検査に合格し、提出書類の完納を持って検収とする。

- (1) 外観検査
- (2) 動作確認
- (3) 提出書類

12. 提出書類

納入時に、以下の書類を提出すること。

- (1) 自動車検査証
- (2) 自動車損害賠償責任保険証明書

13. グリーン購入法の推進

本契約において、グリーン購入法等に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。

14. 協議

本仕様書に記載なき事項に関して不明な点は、機構担当者と協議の上、その決定に従うものとする。

以上